

機関要件見直し案に 対する意見

一般社団法人 公立大学協会
会長 松尾 太加志(北九州市立大学長)

1. 機関要件厳格化そのものについて

- 機関要件として、定員充足率等を設けることには賛同いたしません。
- そもそも論になりますが、大学に進学したい学生を経済的に支援するのであれば、機関要件を設ける必要性を感じられません。機関要件を設けることは、「学修者本位」の理念から外れたものであると思います。

2. 教育未来創造会議の「修学支援新制度の対象を定員充足率が収容定員の8割以上の大学とするなどの機関要件の厳格化を図る」ことに対して

- 定員充足が十分でない大学が努力し入学者を増やそうとしても、支援の対象にならなければますます入学者が減ってしまいかねません。定員が充足しない要因が、本来その大学に進学したかったのに、経済的な困窮が理由で進学できなかった学生が多くいたのかもしれない。
- 学生は定員充足率で大学を選ぶわけではなく、大学の教育内容で選ぶはずです。進学したい大学が機関要件からはずれたため、経済的困窮からその大学への進学を断念せざるをえない学生を生むような制度設計には賛成できません。

○大学・短大・高専の場合：「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」は対象外という基準に対して

- ・ 8割未満という基準であれば、逆に8割弱の学生がすでに学んでいる可能性があり、それだけの数の学生がその大学を学びたいと考えて学んでいるわけです。諸事情から、定員割れをしている大学であっても、将来の進路を考え、その大学を選んでいるわけです。
- ・ 「大学の経営困難から学生を保護する」ということではありますが、現に学んでいる学生あるいは修学支援制度を利用せず入学する学生は保護の対象と考えることでしょうか。
- ・ その大学が修学支援の機関要件からはずれると、ますます経営困難になる可能性が高くなり、学生は保護されなくなります。

3. 教育未来創造会議の「入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等について」、「修学支援新制度の機関要件の審査での反映」に対して

- これらの項目をどのような基準で反映させるのかは難しく、機関要件にかかわる項目を増やすことは、複雑にするだけであり、学修者本位の制度ではないと思います。
- 「機関要件の審査に反映」が見直し案のイメージには具体的にどのような形になるのか示されていません。そのような段階では、記載事項欄を設けても、大学がどのように記載すればよいのかわからないと思います。

○＜留意点＞に対して

- ・質保証の観点からは、公表をしっかりとやることが重要（情報公開により、学生を含む外部の評価を促す）

・公表を行うことは、認証評価等でもすでに求められていることであり、**修学支援制度の機関要件とリンクさせることではない**と思います。

- ・機関要件の確認申請書は新制度対象校に公表義務があるため、様式に取組の記載欄を設けることで、積極的な取組を行う学校には取組をPRする場となりつつ、必ず取り組まなければならない必須の要件とはしないことで各学校の事情に配慮できる。

- ・確認申請書を外部の人は**わざわざ見ない**と思いますので、**PRの効果はない**と思います。すでに大学がPRしたいと取り組んでいる内容であれば、大学はもっと効果的な広報を行っているはずです。

4. 機関要件が必要であるなら

- 機関要件がどうしても必要だということならば、たとえば、**認証評価の適合を受けていることなどを条件に**すればよいことだと思います。**機関要件の事務負担は大きく、学生にとっても大学にとっても何らメリットを感じません。**
- 仮に学生が進学した大学が**機関要件から外れた場合でも、在学中は引き続き支援が受けられるような制度に**すべきだと思います（現状がどのようになっているのかわかりませんが）。

5. 最後に

- 機関要件を設けることが学生のためになっているのか見直しをすべき。
- 経済的困窮にある学生を盾にして、政策誘導をしているように見られてしまってはいけない。
- 修学支援制度を利用する学生も自ら自由に大学が選べるように情報公開を促すことのほうが大事で、機関要件を設けることは自由選択を奪いかねない。
- 本当に経済的困窮にある学生の支援になっているのか、学生の立場に立って考えるべき。